

知って安心!!! 成年後見セミナー

～将来 判断能力が不十分になった時のために 今からできること～

このようなことが気になっていませんか？

- 自分の老後の財産管理が心配
- 地域にいる高齢の方、障害のある方の金銭管理は上手く行えているのか心配

判断能力が不十分になったために後見人を立てる制度（法定後見制度）と判断能力がある時に自分の後見人についてあらかじめ決めておく制度（任意後見制度）について裁判所の方からお話を伺います



受 講 者 募 集

平成31年 **1月31日**（木）13：30～15：00

新川文化ホール 104 会議室

申込〆切
1/18（金）

- 内 容
オリエンテーション（13：30～13：40）
講 義（13：40～14：40）
講 師 富山家庭裁判所 魚津支部
主任書記官兼庶務課長 中村晴美 氏
裁判所書記官 中越光則 氏
- 参加費 質疑応答（14：40～15：00）
- 申込方法 無 料
下記連絡先まで電話またはFAXでお申込みください
- 主 催 魚 津 市

・お問合せ・お申込み先

（福）魚津市社会福祉協議会 魚津市福祉総合相談支援センター

TEL：0765-23-0899 / FAX：0765-24-3244

魚津市社会福祉協議会 福祉総合相談支援センター 行き
FAX : 0765-24-3244

平成30年度 成年後見セミナー 受講申込書

所属先 _____

※個人で申込される場合は記入不要です。

No	受講者氏名	連絡先電話番号
1		
2		
3		
4		
5		

お聞きになりたいことがあれば、下記へご記入ください。

--

1月18日(金)までにお申し込みください。